

## 平成28年度 第2回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時：平成28年4月19日（火）午前10時00分から正午まで

2 場 所：千葉ポートサイドタワー 12階 第二会議室

3 出席者：（委員）

岩切裕委員、小川直哉委員、小椋政子委員、片桐美和子委員、金田榮弘委員、上妻陽子委員、高塚隆委員、田原洋子委員、長澤成次委員、西川明委員、松波真由美委員、吉井博委員

（事務局）

大崎賢一生涯学習部長、増岡忠生涯学習振興課長、大塚暁生涯学習振興課長補佐、田島寛純生涯学習班主査、野中智史生涯学習班主任主事、丘本新生涯学習班主任主事、石川哲生涯学習班主任主事

### 4 議 題

- (1) 公民館のあり方について
- (2) その他

### 5 議事の概要

- (1) 公民館のあり方について  
公民館への指定管理者制度の導入について、事務局から説明があり、委員により審議が行われた。
- (2) その他  
次回会議は5月に開催することとした。

### 6 会議経過

- ・議事に先立ち、事務局から資料確認、会議の成立（全員出席）・公開、会議録の承認方法等について説明・報告がなされた。
- (1) 公民館のあり方について  
公民館への指定管理者制度の導入について、事務局から説明があり、委員により審議が行われた。

### 議事要旨

（西川議長） 「議題1 公民館のあり方」についてです。この件については、平成24年度からの長きにわたり議論を進めてまいりました。お手元にその審議結果をまとめたものをお配りしております。これに基づいて本日はご意見をいただきたいと思っております。

座席順にご意見を承りたいと思っております。岩切委員からお願いします。

（岩切委員） 私はこの会議の後半から参加させていただいておりますが、会議の内容はおおむねこの文書に反映されていると思っております。

資料2の2ページの最後に私の意見が示されております。指定管理者制度を導入し

た本市の事例を見ますと、利用者数の増加、要求水準以上の事業展開など、実績が上がっている施設もございます。基本的には、指定管理者制度の導入には賛成、と申し出てまいりました。ただ、指定管理にあたっては、どこにお願いするかというのが極めて大きな問題でございます。これによって内容は全く変わってまいります。この点で、教育委員会から提案されている教育振興財団に非公募で指定管理をするのであれば、同財団は既に生涯学習センター等で実績を上げ市民にも好評でございますので、そのノウハウを活用して全市的な事業展開と地域に根差した取り組みが期待できるのではないかと考えております。

ただし、公民館には社会教育法に定める理念等がございますので、それが十分尊重され、実現されていくことが担保されなければなりません。そのため、指定管理者制度が導入された後は、教育委員会のモニタリングの充実や指定管理者との連携・協力がいかに図れるかが重要な課題であると考えております。

(小川委員) 社会教育法の理念から言えば、公民館は教育委員会が直接管理・運営するのが望ましいと思いますが、財政状況が厳しい一方、47館の多くで老朽化が激しく修繕等に多くの予算が必要であることを考慮すると、指定管理者制度の導入もやむなしと考えます。前回うかがったところ、現在各館で勤務している嘱託職員の大半に、指定管理者制度の導入後も教育振興財団の職員として引き続き勤務していただく予定であるとのことなので、移行時の運営もそうそう心配しなくてもよいのではないかと思います。以上の理由により、私は指定管理者制度の導入には賛成という立場でございます。

(小椋委員) 資料を読ませていただきました。平成24年度から議論しているこの件につきましては、やむを得ないことだと考えます。指定管理者制度の導入に賛成です。

(片桐委員) 私の所属している団体はコミュニティセンターを拠点として活動しているのですが、公民館はあまり利用しないのですが、以前、公民館を利用したとき、やはり勤務している職員が少ないため、お手伝いをお願いしても応じていただけなかったことがありました。指定管理者制度を導入することで、このような件についても組織全体で連携を取って対応いただけるのではないかと思います。賛成です。

(金田委員) まとめ案はきちんと正しくまとめられていると思います。私の見解としては、前回も申しあげたとおり、指定管理者制度の導入に賛成です。

理由は3つありまして、1つは厳しい財政状況。行政に限ったことではなく、民間も含め厳しい状況の中でいかに効率的にかつ質の高いサービスを提供していくかという課題に対応するために指定管理者制度が創設されたものですから、公民館についても導入することが望ましいと考えます。

もう1つは、指定管理の委託先が教育振興財団であるということ。教育振興財団は、既に生涯学習センターを指定管理している実績がありますので、生涯学習センターを中心として講座の内容、人員配置などを一元的に管理することにより、より充実した効率的な運営ができるのではないかと考えます。

3点目は、民間企業でも教育施設や福利教育施設を外部委託することで得ているメリットと同じなのですが、外部委託することで、市民を「お客様」として対応する意識がより強くなることとなります。指定管理者制度を導入することで、窓口サービスの向上が図られます。

以上です。

(吉井委員) 私は、指定管理者制度の導入に賛成です。導入した方が、市民のためになると考えるためです。

現在の公民館の職員配置は、中核公民館以外では実質2人です。以前、私が花見川公民館の館長を務めた経験から言っても、公民館業務は大変だと思います。特に「人」の点で大変です。館長と公民館主事がざくばらんにも何でも話し合える雰囲気になっていると、主催事業などについても十分に話し合えるのですが、現状はそうではありません。必ず一方が「主」になり、一方が「従」になってしまいます。退職後、歴史講座の講師などで市内ほとんどの公民館を見てまいりましたが、やはり職員の人数が多くなるとはいけないと思いました。

以前、県南部の公民館に呼ばれて公民館の改善に関する話し合いに参加したことがありましたけれども、千葉市の公民館はほぼ中学校区ごとに整備されていると聞くとみんなその手厚さに驚いていました。しかし実際は、職員数が足りないためそのメリットを活かせていません。

人間には、興奮しやすい性格の人と落ち着いていられる人がいます。興奮しやすい性格の人が公民館職員になると職員がほぼ2人しかいないわけですから、もう一人の職員である館長さん又は主事さんは大変です。実際にそんな現場に出くわしたこともあります。

職員が多くいれば、話し合いで解決することができるので、公民館の職員配置は手厚くすべきと考えます。指定管理者制度を導入して柔軟な職員配置をすることで、ほぼ中学校区ごとに公民館が整備されているメリットがさらに伸ばせると考えます。

(松波委員) 賛成、反対いずれかということであれば、賛成ですけれども、指定管理者になる教育振興財団には、公民館がさらに地域に密着して利用が増えるように努めていただきたいと思います。

ところで、真砂中学校区と高洲中学校区には公民館がありません。真砂中学校区については、真砂コミュニティセンターが規模を大きくして更新されたので、公民館はいらないという意見もあるとは思いますが、地域の住民にとっては、より便利な施設があればそれを使いたいと思います。用地を確保していながら、公民館が整備されないのではないかと危惧しています。

(田原委員) 当初、社会教育委員会において指定管理者制度導入の話が出たとき、同時に地域管理についても提案がありましたが、これは時期尚早ではないかと申しあげてきました。地域管理については、教育振興財団への指定管理が軌道に乗ってから、次の段階として導入すべきであると考えております。今回案は、この意見を取り入れて大分トーンダウンしたものになっていると思います。

ところで、私は、新宿公民館で子ども会のリーダー養成講座を年3回主催事業とし

て30年にわたり無償で行っています。最初は外部から講師を招聘していましたが、リーダーが育っていくに従い、以前講習を受けたリーダーが講師として指導を行っています。このようにして、子どもたちが小さいころから公民館を使用して公民館を知る、ということが社会教育の視点からも大切なことと考えております。

さて、指定管理者制度を導入したとして、教育振興財団には、各公民館が抱える地域課題解決について、提案をしてくれる組織であってほしいと思います。その点に期待して、指定管理者制度の導入には賛成です。

その代わり、お金を取るということはやってはいけないと思います。サークル団体の使用については、それも致し方ないかなと思いますが、子ども会や民生委員などいろいろ社会教育活動を行う団体から料金を徴収することはあってはならないと考えております。

(高塚委員) 基本的には指定管理者制度の導入には賛成です。ただし、先ほど岩切委員がご指摘したように、資料2の2ページの最後の意見の最終段落に「ただし、導入の成果を上げるためには、社会教育法の理念を尊重するとともに、千葉市としての理念を確立し、モニタリングの充実や指定管理者との連携・協力関係を構築することが必要である。」とあるとおり、ただ締結すればいいのではなく、教育委員会と指定管理者とが適切に連携していただきたいということです。資料2の同じページの2つ上の意見にもありますが、「指定管理者制度では、双方合意の上、しっかりした協定を締結することが重要」と考えますので、協定は、千葉市の理念をしっかり実現する形のものにしていただきたいと考えます。

それから、やはり経営の基本は「人」であり、人材をどう育成し配置するかが重要です。本来であれば、各公民館に社会教育主事がいて公民館運営を管理するのが理想ですが、現実には実現は困難なので、統括部署の配置にとどまることはやむを得ないと思います。しかし、それでも、指定管理者制度導入後は、できるだけ社会教育に長けた職員を育成し公民館に配置して欲しいということを賛成の条件として挙げさせていただきます。

(上妻委員) 地域の人たちが公民館をよりよく利用できるのであれば、指定管理者制度の導入には賛成です。最近、放課後子ども教室と子どもルームを一体化し、子どもの居場所として公民館をその拠点に活用するという例が東京で始まっていると聞いております。千葉市でも指定管理者制度導入によりそのような取り組みができると思います。

(長澤副議長) 私といたしましては、この議論の開始時期は、教育委員会が社会教育委員会に初めて素案を提出した平成28年3月25日であると考えます。

社会教育委員の職務は、社会教育法によって「社会教育に関する諸計画を立案すること」「教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」のほか、「前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと」とあります。素案が提出されたのは3月25日ですから、社会教育委員会としてきちんと研究調査を行う必要があると考えます。

指定管理者制度については、私は基本的に反対ですけれども、仮に制度を認めたとしても、総務省が言っていますように、指定管理者制度の導入の目的は市民サービスの向上と経費節減であり、そのためには公募を原則としているいろいろな事業者が競い合うことでそれが図られる。ところが、教育委員会からは経費の節減額は示されておりません。また、先ほど吉井委員がおっしゃられていたように、公民館では「人」が重要です。ところが、どのように職員が公民館に配置されるのか示されておりません。さらに、教育委員会の説明では、公民館全体の経費を変えず、職員の人件費を圧縮して他の目的に活用するということでした。人にお金をかけないで公民館が生きるのでしょうか。私はこの点でどうして皆さんが賛成するのかよく分かりません。

指定管理者制度が導入されることで、公民館の正規の職員が非正規化されて地域との関わりが弱くなったところに、大災害が起こったとしたら、適切に対応できるか、私は非常に不安です。ですから、もっとよく考える必要があると思います。

また、指定管理者制度では、有限の指定期間が設定されますので、市の原則に従えば5年経てばまた再度の指定が行われます。これでは全然継続性が担保されないと考えております。

さらに、制度そのものに私は反対ですけれども、そもそも指定管理者制度は、本来事業者を競争させることで市民サービスの向上と経費節減を図ることが目的であるのに、非公募で民間の企業である教育振興財団に47公民館を一括で独占的に指定管理に出すというのは問題があると思います。

最後に、資料2の2ページの「(1)指定管理者制度の導入に肯定的な意見」の第一の意見について、「他の政令市の趨勢として指定管理者制度は一般化している。」とありますが、これは事実と異なるので修正していただきたいと思います。現在、政令指定都市20市中公民館を設置しているのは13市です。そのうち指定管理者制度を導入している市は札幌・仙台・広島の3市で、直営は、さいたま・千葉・川崎・相模原・新潟・堺・神戸・岡山・福岡・熊本の10市です。よって、直営の方が大勢を占めております。さらに言えば、仙台・広島の2市は、2003年の地方自治法改正による指定管理者制度導入以前から財団への委託を実施しておりまして、制度の導入に合わせて指定管理者に移行したものです。このように、この部分は正確な表記ではないので改めていただきたいと思います。

指定管理者制度を導入するにあたって、千葉市の公民館がどのような体制でどのようなお金のかけ方で、指定管理料が年間いくらかかって直営と比較してどうなのか、あるいは協定書の中身はどうなのか、そのような細部が明らかになっていない状態で「はい、いいですよ」とは言えないと思います。

これは千葉市の地域社会の未来に関わる大きな問題ですので、3月25日の素案を出発点として、もっと時間をかけて議論することが、社会教育委員会議の職務であると思います。

現在、熊本市では、学校やさまざまな公共施設が避難所になっています。もちろん公民館も避難所になっています。ですから今、千葉市の公民館にはどのくらいの備蓄があるのか、職員はどのように対応する体制になっているのか、など、もっともっと防災のまちづくりについて考えていかなければならないことがたくさんあります。資料2の4ページ最初の部分にもありますが、「人件費が圧縮されるということは、職員の非正規化が進むということ。そのような状況で、例えば避難所として災害発生時に

適切に対応できるか疑問。」であり、真剣に考えなければいけないのではないかと思います。

(西川会長) 今回、最初に委員の皆さんから意見のまとめに対してご意見をいただきました。この中で、いくつか事務局にお答えいただく事項があったと思われるので、回答をお願いします。まず、真砂中学校区の公民館についてはいかがでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) 確かに真砂中学校区に平成 21 年度に公民館用地として千葉県企業庁から取得しています。その後、真砂コミュニティセンターの移設などの周辺状況の変化もございまして、近隣施設の利用状況等を見ながら今後判断していくこととなります。

(西川会長) 放課後子ども教室と子どもルームとの一体化についてはどうでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) 放課後子ども教室と子どもルームとの一体化については、国で文部科学省と厚生労働省が協議しているところをございまして、それを受けて、地方公共団体にも検討するように話がきております。放課後子ども教室につきましては、現在、新しい形を検討しており、10 校のモデル校を選定し、コーディネーターが大学・NPO・企業等のコンテンツを活用して実施するモデル事業を平成 28 年度から開始したところです。

また、公民館につきましては、子どもの居場所の一つと考えております。社会教育関係団体の方や地域の方が見守っていただく形など、今後、総合的に検討してまいりたいと考えております。なお、既に放課後子ども教室の実施場所として使用されている例もあります。

防災につきましては、市長部局の防災対策課と協議して体制を整えております。指定管理者制度が導入されたとすれば、財団の職員抜きで公民館が避難所としての対応をすることは難しいので、財団との協定事項として災害発生時の人員配置等対応の体制を整えることを考えております。また、市の職員も、災害発生時は「直近要員」として特定の職員が所属の部署に関わらず指定されている避難所に派遣される仕組みがございまして、支障なく対応が可能であると考えております。

(西川会長) そのほか、政令指定都市における指定管理者制度の導入状況についてはどうでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) この意見のまとめは議事録に記載された各委員の発言に基づいて作成しております。

ここでの発言の「趨勢」とは、公民館に限らず、公共施設全体に対して指定管理者制度の導入が進んでいる、という意味合いの可能性もございまして、ただ、その場合でも、ご指摘のように誤解を招く表記と思われますので、議事録を再度確認の上、対応したいと思っております。なお、公民館に指定管理者制度を導入している政令指定都市が札幌・仙台・広島の 3 市であるという点は、教育委員会でも同じ認識でおります。

(長澤副議長) 会議中この発言があったということはおそらく事実だと思いますが、「公民館における指定管理者制度の導入について」と題したこの文書でこの表記では、事実とは異なっておりますので、改めていただきたいと思います。

(高塚委員) 長澤副議長のご発言で、3月25日の素案を議論の出発点として、具体的な職員配置や費用の削減額が示されないと議論ができないというご意見がでましたけれども、私の認識といたしましては、社会教育委員会議に求められている役割は、公民館への指定管理者制度に対する方向性の議論であって、具体的に公民館に指定管理者制度を導入する際の制度設計まで立ち入って検討することではないと思います。そして、そのような方向性という点では、平成24年度から十分に議論していると認識しております。

(長澤副議長) もちろん平成24年度から継続している部分もございますが、私が前回素案について指摘した「管理運営費の再配分」と「地域参画の導入」については、3月25日に初めて提案されたものです。もちろん、地域参画についての議論はずっと行われてきたのですが、一旦47館全体を指定管理にした上で、「透明性や公平性が確保でき、対象地域の合意形成等の条件が整った地域」に導入する、というのは、今までの議論とは異なるものだと思います。

また、「公民館本部」についても議論としては継続してきましたけれども、提案としては3月25日に初めて提案されたものと認識しております。

(高塚委員) 私といたしましては、3月25日に提案された素案は、とりたてて違和感のある新しいものとは思いませんでした。

(田原委員) この素案については、平成24年度からの議論内容をまとめて盛り込んだものと認識しております。長澤副議長がおっしゃる問題というのは、指定管理者導入後に問題が発生する、という意味だと私は思います。

(長澤副議長) 以前の社会教育委員会議で、素案にあるように「公民館本部が一元化して企画する」という議論はしたことはありません。やはり少し違うと思います。

(増岡生涯学習振興課長) 誤解を招く表現であったかも知れませんが、「公民館本部」とは、教育振興財団内に公民館を所管する事務局を設置するという意味です。

(長澤副議長) 現在生涯学習振興課に相当するスタッフを教育振興財団内に新規に確保するのでは、人件費の削減にならないのではないのでしょうか。

(増岡生涯学習振興課長) その点につきましては、内部での試算は行っており、現行の経費を上回らないことは確認しております。

(大崎生涯学習部長) 3月25日にも4月11日にもご説明申し上げたところですが、

再度説明申し上げます。3月25日の会議でお配りした素案のベースになるのは、平成26年度にお配りした資料でございます。これは「公民館が今後どういう方向に向かっていくべきか」という資料で、これに基づいて議論をいただいております。その時の経過も十分に踏まえ、導入のメリットをより具体的に委員の皆様にご説明しなければならぬということで3月25日に資料を提示させていただいたということでございます。

具体的な数字がないのに議論できないとのご指摘をいただいておりますけれども、市として正式に方針決定している段階ではなく、予算編成等方針が決まってからでないと具体的な数字はお示しできません。この点は3月25日にも説明したところでございます。

市全体を含め、教育予算も厳しい状況にあり、公民館に係る予算を増やしていくことは困難な状況です。そのような中で公民館が社会教育施設としての機能・役割を十分に果たしていくためにどうするか総合的に検討を進めた結果として、指定管理者制度の導入を一つの方策として委員の皆様にお示ししているところでございます。

また、先ほど、人件費の圧縮のお話がありましたけれども、全体として経費が増えない現状では、どこかに経費を増やすのであれば、どこかの経費を減らさざるを得ないので、人件費を削るのが目的ではなく、財団が持っている柔軟な職員配置を基礎として、その財源で捻出される分を事業費に充てさせていただく、ということでこの導入メリットの部分にお示ししております。

ただし、教育振興財団に委託するので今までの正規職員を全て非正規職員に置き換える、という話は、私は一切したことはございません。確かに、現在の中核公民館など正規職員を配置しているところでは、財団の柔軟な職員配置により正規でない職員が配置されることもありますが、財団にも正規職員はおります。公民館の運営を、教育振興財団の正規職員と現在も嘱託で公民館の運営に頑張っている市のOB職員とのノウハウを活用していただくという方向で議論を進めているところでございます。

それからもう一つ、指定管理者制度の関わりの問題です。我々は、社会教育施設としての機能を強化するという大前提で導入に向けた検討を進めております。例えば、市で既に指定管理者制度を導入している施設の中では、確かにコミュニティセンターのような貸館中心の性格の施設については、建物管理含めた民間事業者が参入して受けているという例はありますけれども、公民館については、社会教育施設として機能・役割を果たしていこうということですから、民間の事業者をお願いするということではなくて、教育の専門性を持った教育振興財団をお願いをしたいという方向で検討を進めているところでございます。

最後に、現在の市の指定管理者制度の原則として、民間でできるものは民間でというのがありますが、逆に、民間でできないようなもの、公共性や安定性、継続性などが必要なところでは外郭団体で対応するという仕分けをしておりますので、今回の公民館については、教育の専門性を十分に生かすという意味で、教育振興財団に非公募で指定管理者制度を導入したいと説明していることをご理解いただきたいと思います。

(西川議長) 議長という立場でなかなか発言できなかったのですが、私から感想を少し申しあげたいと思います。

まず、政令指定都市の公民館ですが、社会教育委員連絡協議会の会議などでお話を



うかがうと、一口に公民館と言っても市によって状況が大きく異なっております。大半の市では千葉市の施設より大規模なものが多いです。ただ、福岡市のように千葉市よりも細かい小学校区単位で整備しているところもございまして、一概に比較するのは難しいように感じられました。

また、生涯学習センターについて、私も講座などいろいろな点で関わってきたのですが、教育委員会と教育振興財団が一体となって運営を工夫しており非常によくやっていると思います。ですから、教育振興財団に公民館の運営を任せるのも一つの方向性としてあるのかな、と思っておりますが、生涯学習センターの運営手法がそのまま公民館にあてはまるかといえば難しいとも考えております。

長澤副議長がおっしゃることもよく分かるのですが、という前提で申しあげました。

(長澤副議長) 先ほどの部長のご説明では、予算が決まらなければ細かな数字は示せないということでした。ということは、予算が決まらなないと、財団の正規職員がどれくらい配置されるかわからないという理解でよろしいのですか。それとも、現段階で財団の正規職員を中核公民館や地区公民館にどれほど配置する案をお持ちなのでしょうか。現在と指定管理者制度導入後の職員体制とを比較した形を「予算が決まらな」と分らない」ということで示せないのでは、「はい、そうですか」と言うことができないです。

(大崎生涯学習部長) 現時点では、市の方針として指定管理者制度を導入するかどうか決まっていないので、この場で実現するか分からない試案を皆様にお示しするのはいかがなものかと考えます。

これは現時点での考え方としてお聞きいただきたいのですけれども、仮に指定管理者制度が導入されたとしても、現在の中核公民館と地区公民館という体制は基本的に維持していきたいと考えております。ただ、委託される財団側との具体的、詳細な調整はこれからになりますので、はっきりしたことは申しあげられませんが、教育委員会としてはそうする方がよいという考えでおります。

それから、現在の地区館の職員は、館長は全員非常勤嘱託、公民館主事も一部非常勤になっております。公民館は身近な公共施設として定着しているという現状がございしますので、指定管理者制度が導入されても、職員に引き続き勤務してもらいたいと考えております。

正規職員が多く配属されているのは中核公民館です。ここに財団の正規職員を可能な限り充てられればよいと考えておりますが、現実には中核公民館は6館ありますので、それだけの人数を確保できるかは財団との協議していくことになると思います。

もしも不足する場合には、公募により職員を確保するなど、市と協力しながら対応していくことができると考えております。

先ほど申しあげたように、社会教育施設として機能を強化することが目的ですので、これからの公民館には可能な限り社会教育主事を配置できるように努力していきたいと考えております。

(長澤副議長) これは要望ですが、公民館の管理運営体制に関わるこの件につきましては、公民館運営審議会や公民館運営懇談会において、地域の公民館で頑張ってら

っしやる委員に議論していただくことが一番大事だと思いますので、千葉市の公民館をよりよくしていくためにいろいろな知恵を出し合おうという観点から意見を聞いていっていただきたいと思います。

また、社会教育法第17条第2項の規定では、「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。」とあります。

実際、川崎市などは、教育委員と社会教育委員が直接会って議論を重ねています。千葉市もぜひ、この問題の議論のどこかの段階で教育委員と社会教育委員とが意見交換できる場を設けていただきたいと思います。

(西川議長) 公民館運営審議会や公民館運営懇談会に対してどのようにしていく意向ですか。

(増岡生涯学習振興課長) 公民館運営審議会につきましては、平成26年度の終わりに一度この件について説明いたしました。しかしながら当時説明したとおりにならなかったため、この4月に改めて各審議会の委員長、副委員長の皆様に個別に現状の説明をいたしました。今後、正式に審議会の会議が開かれますので、そのような場で順次説明させていただければと考えております。なお、教育委員と社会教育委員との意見交換の場につきましては、所管課と調整してまいります。

(西川議長) 教育委員と社会教育委員の意見交換については、要望もありましたので、社会教育法の規定により今後検討いただきたいと思います。

(岩切委員) もし、指定管理者制度を導入するという方向でいかれるのであれば、行政の機能の強化を図っていく必要があると思います。指定管理者の方の人的な部分だけが議論されてきているように思いますけれども、社会教育法の理念を考えますと、公民館の機能の強化を図っていくということであれば、事務局体制の方も強化していかないといけないのではないかと思いますので要望したいと思います。

(議 長) 他になければ、以上で本日の会議を終了します。

(閉 会)

問い合わせ先	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電 話	043-245-5954
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp